

学業成績判定に関する取扱要項の特例に関する申合せ

平成18年 2月22日
教育・学生支援機構
管理運営委員会決定

この申合せは、愛媛大学学業成績判定に関する取扱要項（平成17年12月21日機構・管理運営委員会決定。以下「要項」という。）第2及び第5の規定に関する特例について定めるものとする。

- 1 要項第2の特例として、下記授業科目にあつては、「合格」により評価することができる。

学 部	授 業 科 目
法文学部	教育実習事前・事後指導
教育学部	教育実習事前・事後指導， 地域連携実習
医学部	教育実習事前・事後指導， ボランティア実践活動， 応急処置 介護体験実習， 診断学実習， 臨床実習
農学部	教育実習事前・事後指導
共通教育	知の最前線に学ぶ

- 2 要項第5の特例として、医学部にあつては、当分の間適用外とする。

付 記

この申合せは、平成18年4月1日から施行する。

付 記

この申合せは、平成19年12月19日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 記

この申合せは、平成21年1月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 記

この申合せは、平成21年10月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 記

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

付 記

この申合せは、平成28年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。

付 記

この申合せは、平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学生から適用する。